

調理師の皆様へ！

働いている調理師は、2年毎に就業届けを出すことが義務付けられています。
(調理師法第5条の2に規定)

近年、国民の食生活の多様化に伴って、食品等に関する知識と卓越した調理技術を持っている調理師の皆様方への期待は、益々高まってきております。

このため、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方の資質の向上を目的とする研修等の事業が円滑に実施できるよう、平成5年に調理師法の一部が改正され、就業する調理師の届出制度が創設されました。

この制度は、平成6年を初年度とし、以後2年毎に届出が必要とされるもので、今年がその年にあたります。一般社団法人岐阜県調理師連合会では、調理師法に基づいて岐阜県知事から指定を受け、この届出受理の業務を行うこととなりましたので、会員・非会員に関係なく、岐阜県内の飲食店等で就業している調理師の方は必ず届けていただくようお願いします。

- 次のところで調理師の業務に従事している調理師
寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、その他
- 令和6年12月31日現在の状況を令和7年1月15日までに、以下のいずれかの方法により回答してください。
 - ・一般社団法人岐阜県調理師連合会へメール・FAXまたは郵送にて提出
 - ・下記二次元コードにアクセスし、必要事項を入力

【提出先（岐阜県知事指定届出受理機関）】

〒500-8384

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3階

一般社団法人岐阜県調理師連合会 あて

Tel/Fax : (058)214-4100 Mail : gichoren@sweet.ocn.ne.jp



回答フォーム URL:

<https://logofom.jp/form/T8mB/700801>

【問合せ先】

詳しくは、(一社)岐阜県調理師連合会、下記保健所等にお問い合わせ下さい。

岐阜県健康福祉部 生活衛生課 058-272-8284 (直通)

岐阜保健所	058-380-3003	可茂保健所	0574-25-3111
岐阜保健所本巢・山県センター	058-213-7269	東濃保健所	0572-23-1111
西濃保健所	0584-73-1111	恵那保健所	0573-26-1111
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	飛騨保健所	0577-33-1111
関保健所	0575-33-4011	飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111
関保健所郡上センター	0575-67-1111	岐阜市保健所	058-252-7194